

七 最低額面金

八 振替単位

十九 発集の価格日

十一 利率の払込み

五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金との整数倍の金額によるものとす。

平成十六年九月二十一日

額面金額百円につき百円七十六銭

年一・六パーセント

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に「加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{償還総額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座についで記載又は記録されるもの

り算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時に

者又は外国法人である場合、非居住者又は前記(一)の算式により算出した金額に、前記(一)の算式に非居住者又は外国人が適用を受ける所得税

の税率を乗じた金額を控除する

十三 初期利子

平成十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、算出した

十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	募集期間	払場所	元利支	償還金額	償還期限

平成十六年九月二十一日	平成十六年九月四日まで	平成十六年九月六日から平成十六年九月四日まで	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成十六年九月二十日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	を、支払期とし、各支払期におい	毎年三月二十日及び九月二十日
-------------	-------------	------------------------	------	-------------	------------	---------	----------------	-----------------	----------------

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.6 \times 1}{100 \times 2}$$

が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。